

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市大久保町江井島一九五番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町西島七三五番地の二 被相続人 亡 米田 稔
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

事務所兵庫県明石市相生町一丁目二番三四号 佐藤ビル きょうどう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三好登志行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古郡稲美町野谷二八九番地、最後の住所兵庫県加古郡稲美町野寺三七番地の一 野谷団地B棟三〇一号 被相続人 亡 大村 敬子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

兵庫県姫路市岡町四〇番地 澤田・中上・森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 千葉 真嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県天理市西井戸堂町三六一番地一、最後の住所奈良県天理市西井戸堂町三六一番地一 被相続人 亡 中井 範和
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

奈良市油阪町四五六番地第二森田ビル三階 奈良市法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小城 達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市安佐南区西原三丁目一番一、最後の住所広島市安佐南区西原三丁目一番三二二〇二号 被相続人 亡 高橋 義実
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

広島市中区上町一丁目一四号STクレストビル二〇一 相続財産清算人 弁護士 小川 政治
本籍広島市南区東雲二丁目一七番、最後の住所広島市南区東雲二丁目一七番一五〇三三号 被相続人 亡 上田 哲治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

広島市中区東白島町二〇番三号グランレブリー四階 相続財産清算人 弁護士 亀倉 大悟
本籍広島市南区東本浦町八番、最後の住所広島市西区東観音町二番一五〇一四一三三番地 被相続人 亡 田中紀美子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十三日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

広島市東区若草町三番三二〇一〇一 相続財産清算人 司法書士 竹本 雅史
本籍長崎県平戸市明の川内町一六八番地、最後の住所長崎県諫早市小長井町遠竹二七二七番地一みさかえの園のぞみの家 被相続人 亡 坂本 春美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市南的ヶ浜町九八二番地七、最後の住所大分県別府市大字北石垣九四六番地の三さとうビル 被相続人 亡 佐藤 良行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十日

事務所大分市大道町四丁目三番一三三号ラトゥール大道一〇一 相続財産清算人 司法書士 青野 訓子
所有者不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

一 対象土地 熊本県熊本市中央区国府本町一〇番
二 供託所 熊本地方方法務局
三 供託番号 令和八年度金第三三七号
四 供託金額 一九五、〇四二円
五 裁判所 熊本地方裁判所
六 事件番号 所有者不明土地管理命令申立事件七 事件番号 令和七年(手)第十四号
令和八年八月十日
熊本県熊本市中央区練兵町八八番三三番地 宮田 大輔
相続財産清算人 弁護士 森枝 大輔
所有権不明土地管理人 弁護士 森枝 大輔
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

令和八年八月十日

一 不在者 庄山 梨香
二 従来の住所 兵庫県神戸市垂水区名谷町二二九二番地の一〇市住四一六一五号
三 生年月日 昭和四十四年四月二十四日
四 供託所 奈良地方方法務局
五 供託番号 令和八年度金第二一八号
六 供託金額 七四五、五二三円
七 裁判所 奈良家庭裁判所
八 事件番号 不在者財産管理人選任申立事件七 事件番号 令和六年(家)第七五五号
令和八年八月十日
奈良市高天町四五番地アート福住ビル五階 高林法律事務所
不在者財産管理人 弁護士 高林 昇

令和八年八月十日

第53期決算公告
令和8年8月10日
千葉県船橋市本町六丁目9番7号
株式会社ニットソーイングクラブ
代表取締役 鮎川 研一
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	1,587,766
	固定資産	472,643
	資産合計	2,060,410
負債純資産及び部	流動負債	542,561
	固定負債	(2,651)
	資本	11,657
	剰余金	1,506,191
	利益準備金	25,000
	利益剰余金	1,481,191
	その他利益剰余金	6,250
	うち当期純利益	1,474,941
負債・純資産合計		2,060,410

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	145,117
	固定資産	430,411
	資産合計	575,528
負債純資産及び部	流動負債	17,979
	固定負債	(966)
	資本	557,549
	剰余金	10,000
	利益準備金	547,549
	利益剰余金	2,500
	その他利益剰余金	545,049
	うち当期純利益	(6,702)
負債・純資産合計		575,528

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	162,482
	固定資産	137,268
	資産合計	299,750
負債純資産及び部	流動負債	459
	固定負債	7,520
	資本	291,771
	剰余金	10,000
	利益準備金	281,771
	利益剰余金	1,900
	その他利益剰余金	279,871
	うち当期純損失	(13,448)
負債・純資産合計		299,750